

申告受付期間

2月18日(月)～3月15日(金)

正しくお早めに



申告受付の日時と対象地区

会場：役場2階大会議室（午前：8時30分～11時30分・午後：13時～16時）

ひろた交流センター（日程：3月1日～6日・時間：9時～15時・対象：広田地域限定）

月日	時間	対象地区	会場	
2月	18日(月)	午前 南ヶ丘 午後 南ヶ丘北・上野	役場	
	19日(火)	午前 原町 午後 八瀬・県団地		
		20日(水)		午前 上原町・三角 午後 麻生・田ノ浦・拾町
	21日(木)			午前 高尾田 午後 高尾田
		22日(金)		午前 重光・八倉 午後 指定日に都合の悪い人
	25日(月)			午前 宮内 午後 宮内
		26日(火)		午前 千足・上南台 午後 大角蔵・七折・川井・川井団地
	27日(水)			午前 さかえ・幸田 午後 頭ノ向
		28日(木)		午前 山並・永立寺 午後 大畑・あかがね
	3月			1日(金)
4日(月)		午前 川登・万年・大平・岩谷 午後 上ノ山・戎・中通・富士 全日 満穂・篠谷・玉谷・大内野	役場 ひろた	
		5日(火)	午前 岩谷口・射場 午後 外山・鶴ノ崎・大谷 全日 中野川・多居谷・仙波	役場 ひろた
			6日(水)	午前 久保田・客 午後 向南台 全日 高市
7日(木)				午前 天神 午後 五本松
		8日(金)		午前 北川毛 午後 北川毛
10日(日)～15日(金)		9時～16時(※1)	指定日に都合の悪い人 (10日回は混雑が予想されますので、できるだけ平日にお越しください。)	役場

※1 11時30分～13時を除く

申告に必要なもの

- 印鑑
- 個人番号のわかるもの
(本人および扶養親族のマイナンバーカード・個人番号通知カードなど)
- 身体障がい者手帳や療育手帳など
(障がい者控除を受ける人)
- 【所得の計算に必要な書類】**
- 給与・年金などの源泉徴収票(原本)や事業主からの支払証明書
- 生命保険の年金や一時金などの書類
- 收支内訳書(営業、農業、不動産などの所得がある人)
- 【各種の所得控除を受ける場合】**
- 社会保険料控除証明書(国民年金保険料・国民健康保険税・健康保険任意継続保険料など)
- 生命保険料・地震保険料控除証明書、寄付金などの支払証明書または領収書
- 医療費のお知らせおよび控除対象となる医療費の領収書、保険などで補てんされる金額のわかるもの
- 親族関係書類、送金関係書類(国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合のみ)
- 【所得税の還付申告をされる場合】**
- 振込先口座(申告者本人名義)のわかるもの(通帳など)

所得税の確定申告、 町・県民税申告は

平成30年分の町・県民税の申告相談を行います。なお、混雑を避けるため、日時と地区を指定しており、当日は対象地区の人を優先して申告相談を行います。申告会場は、8時20分（3月10日 15日 19時）開場ですので、早く来庁しすぎないようにしてください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告も受け付けますが、内容によっては、松山税務署での申告をお願いする場合があります。

※株式、先物、不動産譲渡などの分離課税の所得がある人は、なるべく松山税務署で申告してください。

問 戸籍税務課町民税係 ☎ (962) 2061

町・県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在で町内に居住し、次のいずれかに該当する人

- ① 営業、農業、不動産、配当、雑所得（例：年金）など、各種所得がある人
- ② 給与所得者で、勤務先から町に給与支払報告書の提出がない人
- ③ 給与所得者で、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の人
- ④ 2カ所以上から給与の支払いを受けていて、確定申告の必要がない人
- ⑤ 前年に退職し、再就職をしていない人で、確定申告をしていない人
- ⑥ 医療費、生命保険料などの控除を受けようとする人
- ⑦ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人（申告をしないと軽減措置を受けられなくなる場合があります。）

注意 営業、農業、不動産などの収支内訳書、医療費控除の明細書および領収書は、あらかじめ整理し申告会場へ持ってきてください。

松山税務署からのお知らせ

平成30年分所得税及び復興特別所得税確定申告の受け付けと納税は、2月18日（日）から3月15日（日）です。松山税務署では、2月24日（日）と3月3日（日）の2日間限り、日曜日の確定申告相談と申告書の受け付けを行います。庁舎内駐車場は狭いため、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

確定申告書等作成コーナーで申告書が作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力すると、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

さらに便利で使いやすくなったe-Tax

e-Taxは、利用者識別番号などを取得しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税申請・届出などの手続きができるシステムです。

税務署にて本人確認に基づき取得したe-Tax用のID・パスワードを利用すれば、カードリーダーがなくても電子申告が可能となりました。

なお、操作に関する不明な点は、国税庁ホームページ「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」にお問い合わせください。

国税庁 <http://www.nta.go.jp/>

問 松山税務署および電話相談センター ☎ (941) 9121
自動音声案内が流れますので、案内に従ってご利用の番号を選択してください。